

新見市産業振興会議幹事会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、新見市産業振興会議（以下「会議」という。）規則（平成30年新見市規則第31号）第6条第2項の規定に基づき新見市産業振興会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1） 会議が必要とする事項について調査、検討及び調整を行い、会議の審議資料等を作成し、会議の事務を補佐する。

（2） その他会議が必要とする事務

（幹事）

第3条 幹事は会議委員の属する団体の職員のうちから座長が任命する。

2 会議委員は、幹事を兼ねることができる。

（幹事長）

第4条 幹事会に幹事長を置き、幹事長は商工観光課長をもって充てる。

（会議）

第5条 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

2 必要に応じ、外部の関係者を幹事会に出席させることができる。

（庶務）

第6条 幹事会の庶務は、商工観光課において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行する。